

議会一口メモ

議会運営について

議会は地方自治法、委員会条例、会議規則などを基に運営されていますが詳細に規定されていません。

それらを補完するものとして先例や議会運営委員会決定事項（申合せ）があり、このようないくつかの規定を含めて円滑な議会運営を図っています。

3.会期中の休会

①土曜日は、休会とする。

②一部改正条例と補正予算の質疑は、それぞれ一括して行う。

③新設条例及び新年度予算の質疑は、各議案ごとに行う。

④一部改正条例と補正予算の質疑は、それぞれ一括して行う。

1.会期予定及び議事日程
①定例会の初日は、月曜日からとする。
②会期及び議事日程を調整するため、定例会初日の9時から議運を開催し、再協議する。

2.議事日程
①6月定例会は、新年度予算（6月は補正予算）の提案説明を受けた翌日の1日間を議案審査のため、休会とする。

②3月定例会及び改選期の6月定例会は、新年度予算（6月は補正予算）の提案説明を受けた翌日の1日間を議案審査のため、休会とする。

③改選期6月定例会の議事

日程は、3月定例会と同じとする。
ただし、一般質問は初日から行うこととする。

3.資料要求
(協議内容)一般質問通告による調整部分のみ協議する。

4.資料要求
(協議内容)議案を審議(審査)するにあたって事前に資料要求を考えている場合は、前日までに議長に通告をする。

5.特別行政報告の配布
特別行政報告は、執行側にとつて特別な出来事であり、災害等緊急な場合を除き告示と同時に配布する。

①1人の質疑時間は、答弁2、総括質疑

を含めて2時間以内とする。
②本会議での大綱質疑の回数は、3回までとする。

③新設条例及び新年度予算の質疑は、各議案ごとに行う。

④一部改正条例と補正予算の質疑は、それぞれ一括して行う。

市政を感じて

佐藤敏子

6月定例市議会も終了いたしました。

昨年の6月議会は私にとつていわばはじめての定例会で、緊張の中臨んだ記憶が甦ります。

定例会終了後は市制施行50周年関連事業、7月に入ると毎週のように各種イベントなどで砂川市内も賑わってきます。

主催している各団体、スタッフの皆さんのご努力・ご協力には心から感謝いたします。8月も市内の各地でイベントが開催されますので、一人でも多くの市民の皆さんに参加され、砂川に活気を与えていただけたらと思います。これからも皆さんにとって、読みやすくわかり易い紙面づくりを目指します。(飯澤)

市 民 の 声

私は、砂川に住んで20年になりますが、市政や議会のことは、ほとんど無関心に過ごしてきた生活でしたが、ちょっとした機会があつて、市議会の傍聴をさせて頂くことになりました。今回で2度目になります。市役所3階にいきますと、傍聴室入口前の休憩所には、お茶の用意がされていて意外に思いました。開場の合図で議場に入りますと、手前の傍聴席は、下り階段に沿つて、50席ほどのイス席が並んでいます。傍聴は、いつでも自由に出入りできます、と聞いて少し緊張もほぐれました。

間もなく質問が始まり、この日は自殺予防対策、廃食油のリサイクル、砂川産米活用対策、学校建物耐震化の推進、教育問題等、私達の毎日の生活に直結する本当に身近な問題の審議でした。こんなにも、市政を身近に感じながら、市民として僅かでも、市政に参画できたという喜びと充実感を味わった1日でした。

市の抱える諸問題を共に考え、明るい街づくりのためにも、みなさんと誇り合って、議会を傍聴してみては、いかがでしょうか。

議会広報編集委員会
委員長 吉浦やす子
副委員長 一ノ瀬弘昭
委員 飯沢田広志
委員 武田圭介

編集後記